

視覚科学フォーラム会則

1999年8月5日制定

2000年8月21日一部改訂

2006年3月4日一部改訂

2011年8月29日一部改訂

2014年9月6日一部改訂

1. (名称)

本会を「視覚科学フォーラム」と称する。英語名称は「Vision Science Forum of Japan」とする。

2. (目的)

本会は、専門を越えて広く視覚研究に携わる研究者に交流と研究発表の場を提供することによって、わが国の視覚研究を推進し、その発展に貢献することを目的とする

3. (会員)

視覚研究に携わる研究者、学生であって、本会のホームページ・メーリングリストに登録したものを会員とする。

4. (事業)

本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の研究交流を行うための年次研究集会。
2. その他、本会の目的に適った事業。

5. (役員と任期)

本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名。 会長は本会を代表し、会務を総括する。会長の任期は1期2年とし、引き続き2期までの再任を認める。運営委員会は会長候補者を選出し、会員の同意を得る。
2. 運営委員 若干名。運営委員は会長を補佐し、本会の運営にあたる。運営委員の選任は会員からの推薦に基づき、各研究分野を広くカバーするように考慮して運営委員会が決定する。その任期は2年とし、引き続き2期までの再任を認める。1年毎に半数を改選する。

6. (運営委員会の開催)

会長は通常、研究集会の際に運営委員会を召集する。

7. (事務局)

本会の事務局は会長のもとに置く。

8. (運営年度)

本会の運営年度は1月1日から12月31日までとする。

9. (年会長)

年会長は研究集会を開催する。次年度の年会長は前年の研究集会で指名される。次年度の年会長は当該年度に限り運営委員となる。

10. (会則の変更)

会則の変更は運営委員会が提案し、会員の同意を得る。

Last modified: 2006-03-09

Last modified: 2011-08-29

Last modified: 2014-9-6